

平成19年版

環境白書

概要版



秋田県

環境白書の発刊に当たって



秋田県知事

秋田県知事

私たちのふるさと秋田県は、世界遺産の白神山地をはじめ、豊かな水と緑に恵まれており、その恩恵の下に様々な歴史・文化・伝統などが育まれてきました。私たちは、これらのすばらしい環境を守り、県民の貴重な財産として、将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

しかしながら、このような恵まれた環境も、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題の影響を受けているほか、ごみの排出量の増加や八郎湖の水質悪化など、解決すべき課題に直面しています。

とりわけ、地球温暖化は、将来の世代の生存基盤にかかわるものであり、現代に生きる私たちに課せられた最も大きな課題となっています。県では、平成19年3月に「秋田県地球温暖化対策地域推進計画」を改訂し、家庭や事業所における省エネルギー対策の推進や建築物の断熱性能の向上など、重点的に推進する10の重点分野を定め、県民総参加により温暖化対策を加速化させることとしています。

また、大量消費・大量廃棄型の社会から環境負荷の少ない持続可能な循環型社会に転換していくため、平成19年3月に「秋田県循環型社会形成推進基本計画」を策定し、循環型社会の形成に向けて、3Rの推進やライフスタイルの転換、バイオマスの利活用の推進、さらには循環型社会ビジネスの振興の4項目を施策の柱としながら、県民総参加により取り組んでいくこととしています。

水質が悪化しつつある八郎湖については、平成19年度中に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼とし、湖沼水質保全計画を策定して、総合的な対策を進めることとしています。

これらの環境問題を解決していくためには、行政のみならず、県民・事業者の方々の皆様一人ひとりの主体的な取組が不可欠であります。

この環境白書は、平成18年度における本県の環境の現状と施策についてとりまとめたものです。本書を通じて多くの県民の皆様が環境への理解と関心を高めていただき、全国に誇れる「水と緑の秋田」の実現を目指して、県民の皆様とともに取り組んでいきたいと考えています。

平成20年1月



目 次

白書本編の関連頁

本県の環境施策の枠組み	8	2
-------------	---	---

自然と人との共存

自然環境の体系的保全	14	4
自然とのふれあいの確保	21	6
農地、森林、沿岸域の環境保全機能の維持・向上	29	8
快適環境の確保	35	10
環境美化への取組	38	11

環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の構築

大気環境	39	12
水環境	50	14
その他の公害の現況及び防止対策	64	18
化学物質対策	71	20
循環型社会の形成	74	22
公害紛争の処理及び環境事犯の取締り	91	28

地球環境保全への積極的な取組

地球温暖化対策	94	29
オゾン層保護対策	98	31

環境保全に向けての全ての主体の参加

環境に配慮した自主的行動の促進	99	32
環境教育・環境保全活動の推進	100	33
広域的な協力体制	105	35

共通の・基盤的施策の推進

共通の・基盤的施策の推進	107	36
--------------	-----	----

※本概要版のほか、環境白書本編・資料編については、環境あきた創造課のホームページに掲載してありますので、御覧ください。

環境あきた創造課の URL <http://www.pref.akita.lg.jp/kankyoho/>

本県の環境施策の枠組み

風かおる緑豊かな秋田を将来へ

秋田県環境基本条例

本県では、平成 9 年 12 月に「環境保全に関する基本理念」、「県・市町村・事業者・県民の責務」、「環境施策の基本的事項」などを明らかにした「**秋田県環境基本条例**」を制定しました。

基 本 理 念

- ①健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承
- ②環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築
- ③地球環境保全の推進

秋田県環境基本計画

秋田県環境基本条例に基づき、環境保全に関する施策を計画的・総合的に推進するため、平成 10 年 3 月に「秋田県環境基本計画」を策定しました(平成 15 年 6 月に改定)。

この計画では、県民がそれぞれの立場で果たすべき役割や環境の保全に向けた具体的な取組の指針を示しております。

環境への負荷の少ない
循環を基調とした社会の構築

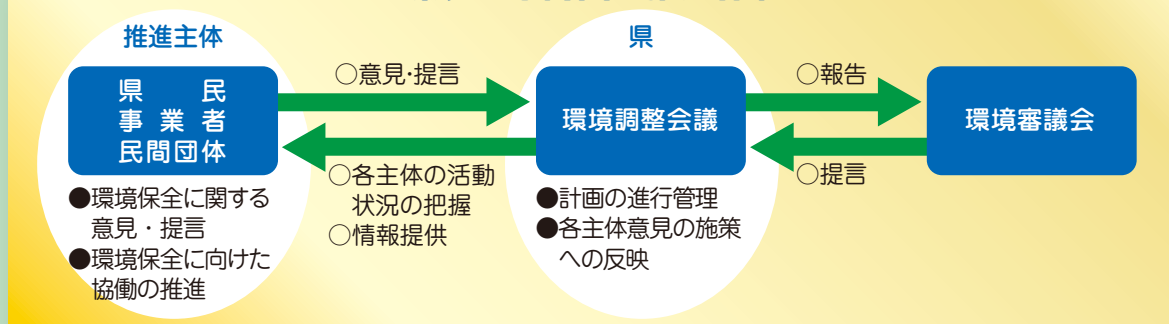
目指すべき環境像

自然と人との共存

地球環境保全への
積極的な取組

環境保全に向けて
全ての主体の参加

環境基本計画の推進体制



秋田県環境基本計画(重点プロジェクト)の進捗状況について

【施策目標の推進状況】

項 目	単 位	基準年・基準値		実 績 ※()のないものは H18実績	平成22年 (2010年)
自然環境保全地域等の指定数	地 域	13	19	21	25
レッドリスト作成分類群数	群	13	8	8	12
県土の保全・自然生態系を育む基盤づくり (農業用排水施設整備面積)	ha	13	6,300	23,500	28,000
農地等の多面的機能の発揮 (遊休農地等の発生防止取組面積)	ha	16	10,187	11,180	11,000
保安林の累積整備面積 (平成 13 年度からの累積面積)	ha	13	4,216	23,216	40,066
森林の総合的な整備 (森林整備率)	%	13	52	89	70
都市との積極的な連携・交流の促進 (農山村と都市住民等の交流参加者数)	人	13	45,309	64,536	85,000
十和田湖湖心の COD75%値	mg / ℓ	13	1.4	1.3	1 以下
八郎湖湖心の COD75%値	mg / ℓ	13	6.8	10	4 以下
田沢湖表層の pH 年間平均値		13	5.6	5.2	6 以下
田沢湖湖心の COD75%値	mg / ℓ	13	0.8	0.5 未満	1 以下
公共用水域環境基準適合率 (BOD-COD)	%	13	79.4	90.6	95
生活排水処理施設普及率	%	13	53.8	72.5	80
化学物質等対策の推進 (ダイオキシン類環境基準達成率)	%	13	99.3	100.0	100.0
県民 1 人 1 日当たり一般廃棄物排出量 ※17年度実績から環境省によるごみ排出量の基準が改められているが、本実績では従来どおり収集ごみ量+直接搬入量+自家処理量を排出量の基準として算出	グラム	11	1,050	1,097 (17年度実績)	890
一般廃棄物リサイクル率	%	11	15.6	21.3 (17年度実績)	24.1
産業廃棄物減量化・リサイクル率	%	11	58.2	60.1 (17年度実績)	77.7
産業廃棄物最終処分量	千 t	11	1,109	953 (17年度実績)	590
県内の二酸化炭素排出量 (1990年の排出量を100%にした割合)	%	12	131	134 (15年度実績)	100
新エネルギー導入量 (原油換算した量)	千ℓ	13	231.4	288.1	389.8
環境保全分野の海外技術交流地域数	地域	13	1	1	2
環境カウンセラー登録数	人	13	19	33	50
あきたエコマイスター登録数 (累計)	人	16	16	193	270
こどもエコクラブ登録数 (年間)	クラブ	11	46	109	100

自然と人との共存

自然環境の体系的保全

本県は、日本海と奥羽山脈に囲まれた約11,600km²の県土を有しており、そこには多様な自然環境が形成され、多種多様な動植物が見られます。この恵まれた自然環境は、我々だけではなく、後世にわたり良好な状態で引き継がなければならないものです。そのためには、自然環境調査を行い、それに基づいた体系的な保全を図るとともに、自然とのふれあい活動などを通じて、自然保護意識の普及啓発を推進していく必要があります。

1 自然保護思想の普及啓発

近年の様々な環境問題に対処するためには、自然を大切に、自然とふれあい、自然と調和した活動を行なう県民意識を育むことが大切です。

このため、①県内各地でのモデル的な自然観察会の開催、②自然観察会の指導者等を対象とした自然観察リーダー研修会の実施、③自然ふれあい施設「秋田県環境と文化のむら」での自然観察会、講習会の実施などの施策を推進しています。



○自然観察会（岳岱自然観察教育林）

2 自然環境保全地域等の指定・管理

秋田県の貴重な自然環境を保全するために、平成18年度現在、自然環境保全地域が17箇所、緑地環境保全地域が4箇所指定されています。また、自然環境保全地域等の現況調査を行うとともに、自然環境保全地域の巡視歩道の管理や標識等の整備を行いました。



○白神山地自然環境保全地域（国指定）

3 自然環境の保全管理

県内の自然環境の保全状況の把握、保全のための指導を行うために、秋田県自然環境保全条例により自然保護指導員が配置されています。平成19年3月末現在、全県で68名が任命されています。

4 秋田県版レッドデータブック

「レッドデータブック」とは絶滅のおそれのある野生動植物についての本のことです。秋田県版レッドデータブックは平成14年に発表され、秋田県内に生息・生育する野生動植物のうち、絶滅のおそれのある種など1,235種について書かれています。現在、将来的な改訂に向けての情報収集等を行っています。

5 野生鳥獣の保護

県内に生息する多種多様な野生鳥獣の保護のため、鳥獣保護事業計画（5か年計画）を策定し、鳥獣保護思想の普及啓発、鳥獣保護区の指定、鳥獣の分布調査、鳥獣保護員の設置、鳥獣保護センターにおける傷病野生鳥獣の保護、カモシカやニホンザルの生息調査と保護管理計画の策定などの施策を実施しています。



○収容されたカモシカの子ども（鳥獣保護センター）

6 温泉の保護と利用

本県は豊かな温泉資源に恵まれており、平成19年3月末現在の温泉地数が131地域、浴用・飲用向けの温泉総数が522箇所、平成18年度の宿泊利用人員は2,090千人となっています。また、八幡平温泉郷、田沢湖高原温泉郷、秋ノ宮温泉が国から国民保養温泉地として指定されています。

一方、地熱水の利用による発電等の他目的利用も行われています。県では、温泉を保護するとともにその適正利用を図るため、温泉法に基づく掘削、動力装置の設置、温泉利用の許可などを行っているほか、温泉保護地域を定め掘削、増掘等の規制を行っています。

○市町村別温泉源泉数（浴用・飲用分）（平成19年3月末現在）

市町村名	源泉数	市町村名	源泉数	市町村名	源泉数
秋田市	27	にかほ市	14	美郷町	5
能代市	7	仙北市	48	羽後町	1
横手市	31	小坂町	3	東成瀬村	3
大館市	39	上小阿仁村	4		
男鹿市	23	三種町	7		
湯沢市	83	八峰町	4		
鹿角市	126	藤里町	3		
由利本荘市	31	五城目町	7		
潟上市	3	八郎潟町	2		
大仙市	30	井川町	0		
北秋田市	16	大潟村	2	県計	522

自然とのふれあいの確保

本県は、八幡平や秋田駒ヶ岳などの火山、十和田湖・田沢湖といったカルデラ湖、数多くの渓谷など、特色ある自然景観に恵まれています。そこでは、優れた景観と多様な高山植物などを楽しむことができるとともに、名瀑探勝や秘湯、キャンプ体験などのできる有数のアウトドアスポットとしても注目を集めています。

また、ライフスタイルの変化や価値観の多様化などを背景として、自然とのふれあいを求める機運が一層高まってきており、県では、豊かで美しい秋田の自然環境を保全しつつ、本来の自然とより積極的にふれあえる県土づくりに取り組んでいます。

1 自然公園の保護と整備

(1) 秋田県自然公園

本県には、十和田八幡平国立公園をはじめ鳥海、栗駒、男鹿の三つの国立公園と八つの県立自然公園があり、県土の約11%を占めています。そこには自然とのふれあいを求め、県内外から数多くの利用者が訪れています。

(2) 自然公園の利用状況

自然公園の適正な利用を図るため様々な施設の整備を進めており、これらの施設を活用して、自然探勝、温泉利用、登山、キャンプなど、多様な利用がなされています。



○自然公園の利用状況

(単位：千人)

区分	公園名	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
国立公園	十和田八幡平	4,152	4,065	3,863	3,585
国立公園	鳥海	924	913	871	849
	栗駒	835	868	839	783
	男鹿	1,914	2,436	2,222	2,077
	計	3,673	4,217	3,932	3,709
県立自然公園	田沢湖抱返り	1,583	1,207	1,354	1,277
	八森岩館	503	494	498	482
	きみまち阪	475	178	177	179
	秋田白神		261	237	231
	森吉山	384	302	219	150
	太平山	70	159	213	152
	田代岳	28	29	34	29
	真木真昼	162	150	158	151
計		11,030	11,062	10,685	9,945

(3) 自然公園等の管理と利用者指導

自然公園等の管理と充実のため20名の自然公園管理員を配置し、高山植物の盗採の防止や、施設の維持管理、公園利用者のマナー指導などの業務を行っています。また、自然保護意識の普及啓発を図る中心的な施設として、ビジターセンターなどの整備に努めています。

○ビジターセンター一覧

(平成19年3月末現在)

施設名	公園名	整備年度	延床面積	建設主体
八幡平ビジターセンター	十和田八幡平国立公園	平成13	802㎡	環境省
玉川ビジターセンター		平成9	803㎡	県
秋田駒ヶ岳情報センター		平成17	512㎡	県
鉾立ビジターセンター	鳥海国定公園	昭和60	378㎡	県
素波里ふるさと自然公園センター	秋田白神県立自然公園	昭和58	375㎡	県



用語解説

○ビジターセンター

自然公園を訪れる方々に自然とのふれあいに必要な情報をきめ細かく提供する施設です。

展示や映像、ビジターセンター主催の様々な自然とのふれあい活動プログラムを通じて自然がわかりやすく理解できるようになっています。

(4) 自然公園の整備状況

利用者の利便性、安全性の確保のため、駐車場や避難小屋の整備に加え歩道の木道化やトイレの水洗化など施設の整備・更新を行っています



○薬師岳登山口公衆トイレ

○平成18年度自然公園施設整備の実施状況

工事内容	施設名	公園名
トイレ	薬師岳登山口公衆トイレ	真木真昼県立自然公園
歩道	太平山丸舞登山道	太平山県立自然公園

2

森林の総合利用

健康指向の高まりや余暇時間の増大に伴って、森林に対するニーズが多様化してきているなか、森林のもつ保健休養などの機能を活用した森林総合利用施設の整備を進めています。

○森林総合利用施設の整備状況

(平成19年3月末現在)

名称	箇所	摘要
いこいの森	47	
立県百年の森	1	能代市
森林総合利用	40	林業構造改善事業 森林空間総合整備
生活環境保全林	41	治山事業

名称	箇所	摘要
県民の森	1	仙北市
樹園地	3	鹿角市、秋田市、仙北市
学習交流の森	1	学習交流館場内（秋田市）
体験の森	1	ぶなっこランド内（八峰町）
合計	135	

農地、森林、沿岸域の 環境保全機能の維持・向上

農地、森林、沿岸域においては、水資源のかん養などの公益的機能をより充実させるとともに、周辺環境との調和がとれた事業を進めています。

1 環境と調和した農業の推進

農業は、水資源のかん養や洪水の調節などの県土保全、有機物などの土壌への還元による生態系の保持などに大きな役割を果たしています。また、消費者の関心は、「安心して食べることのできる農産物へ」と変化してきています。

これからは、農業の有する自然循環機能を生かすとともに、環境への負荷をできるだけ軽減するなど、環境と調和した農業を推進していく必要があります。

平成12年度からは、持続農業法に基づき、土づくり、減化学肥料、減化学農薬など環境に配慮した農業生産方式に取り組む農業者を知事が認定する「エコファーマー」制度が開始されました。

平成18年度は842人のエコファーマーが認定され、平成19年3月末現在の認定者数は1,306人です（認定期間は5年間）。



○エコファーマーマーク

2 森林の保全

本県は、森林面積が県の面積の71%を占めるなど全国有数の森林県です。

森林は、木材の生産・販売といった経済的機能のほか、水源のかん養・土砂崩壊の防止や保健休養などの公益的機能を有しています。特に近年は公益的機能について県民の関心が高まっているほか、地球温暖化という側面からも注目されています。

県では、「資源の循環利用林」、「水土保持林」、「森林と人との共生林」を森林整備の基本方向とし、北東北三県の連携による「緑のランドデザイン」に基づく、生物多様性を保全するための「緑の回廊」を構築するなど、森林の持つ多様な機能の維持・管理を図ります。

○森林の概要

（平成19年3月末現在）（単位：面積千ha・蓄積千m³）

区分	面積	蓄 積		
		総 数	針葉樹	広葉樹
国 有 林	375	51,174	26,704	24,470
民 有 林	446	94,992	69,670	25,321



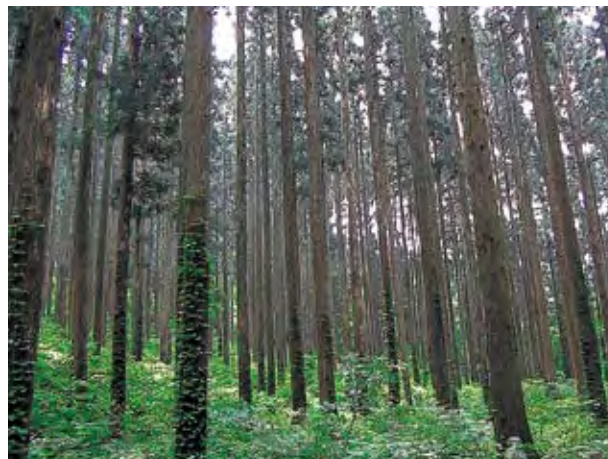
○県民の森（仙北市）



○生物多様性の確保のため、
広葉樹を尾根部に残した森林



○豊かな広葉樹林



○間伐の行き届いたスギ人工林

3

自然環境に配慮した漁業施設の整備

漁港周辺には漁業生産上重要な岩礁域が広がっています。この岩礁域には、ホンダワラをはじめとする藻場が分布し、アワビやウニなどの大切な漁場として地域の漁業者に利用されています。また、藻場は本県の重要な水産資源であるハタハタの産卵場でもあるほか、多くの魚種にとって稚仔魚の生育の場としても重要な機能を持っています。

漁港の整備に当たっては、これまでも周辺環境との調和に努めてきましたが、今後とも環境保全への要請に的確に対応し、また、「資源管理型漁業」の推進により良好な資源水準を維持しながら沿岸域の高度利用を図っていくため、自然環境との調和や周辺環境への影響を緩和する構造物、工法などの採用を積極的に推進します。



県では、「水と緑の条例」に基づき、平成16年3月に「水と緑」の基本計画を策定しました。この基本計画に基づき、豊かな水と緑の秋田を創造し、次の世代に引き継いでいくための様々な事業や活動を、県民の皆様と一緒に進めています。



○岩館漁港（八峰町）



○岩館小入川ハタハタ増殖場
（フシスジモクと卵塊）

快適環境の確保

自然と人とが共存できる社会の構築の一環として、緑が身近に感じられる、快適な都市環境を確保・創出するとともに、県民の心のよりどころとなる自然景観や歴史的・文化的遺産の保全を行うなど、快適環境の保全・創出のための施策を行っています。

1 快適な都市環境の確保・創出

本県の都市公園の整備状況は、平成18年度末で546箇所、1,441haで、都市計画区域人口一人当たりの公園面積は18.0㎡となっています。

河川環境については、従来の洪水氾濫防止機能などに加え、多自然川づくりやふるさとの川整備事業など、各種事業を実施し、河川・海岸の環境保全と創造に努めています。

都市周辺の森林については、保健休養機能をはじめ、国土保全機能、水源かん養機能などの公益的な機能を総合的に発揮することができる森林（生活環境保全林）の整備を積極的に進めており、整備状況は、平成18年度末で41箇所、1,780haとなっています。

2 自然景観、歴史的・文化的遺産の保全

本県の豊かな自然に恵まれた景観やのどかな風景を守り、心のなごむ県土を将来に引き継ぐために、「秋田県屋外広告物条例」や「秋田県の景観を守る条例」を制定し、地域特性に応じた良好な景観の保全・創出を推進しています。

また、県民文化の基盤を形成している由緒ある史跡や町並みなどを保存して、ふるさとの優れた歴史的・文化的遺産を次の世代に継承していくために、「文化財保護法」や「秋田県文化財保護条例」に基づいて文化財の指定や保護を進め、豊かで地域的な特色を持つ歴史的・文化的環境の保全と活用に努めています。

この基本方針に基づき、心豊かな生活を求める県民のふれあいの場、郷土学習の場として活用できる歴史的環境の整備と自然環境の保全を進めています。

○秋田県の景観を守る条例に基づく届出件数

平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	合 計
93件	97件	112件	109件	88件	68件	60件	54件	28件	64件	55件	75件	106件	1,009件



○史跡伊勢堂岱遺跡調査指導委員会現地指導の様子

環境美化への取組

道路沿いや河川敷、あるいは公園などの多くでは、ボランティアによる地道なクリーンアップ活動が行われていますが、依然として空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てごみが目につきます。

このため、県では、住みやすく、公園のように美しい秋田を目指して、市町村と連携し、県民参加型の美化運動の推進に取り組んでいます。

1

美しいふるさとづくり運動の気運の醸成

平成13年4月から施行された「秋田県ポイ捨て禁止条例」の周知や環境美化意識の高揚を図るため、ポイ捨て防止キャンペーン等を実施しています。



●美化のシンボルマークは「クリンちゃん」

秋田県の美化運動のシンボルマーク、名前はクリンちゃんです。

星やハートなどの3つのマークは「花（ハート）・緑（葉）・夢（星）」を図案化したもので、これらのマークを人（私たち）が広げた両腕の中に抱える構図となっています。

広げた両腕から飛び出そうとするマークは、私たち自らの手で美化に取り組むことにより、未来に向かって秋田県の環境が向上していくことをイメージしています。



○ポイ捨て防止キャンペーンの様子



あきた・ビューティフル・サンデー

平成14年度から、4月第2日曜日を「あきた・ビューティフル・サンデー」、4月を「あきた・クリーン強調月間」と定め、雪解け後の身近な環境のクリーンアップを呼びかけています。

平成18年度の実施状況

実施日：平成18年4月9日

参加者：14市町村

約70,200人

4月中：25市町村

約137,500人

2

全県的な環境美化活動の輪づくり

(1) みんなでクリーンアップ作戦

県職員が環境美化のための率先行動として、年3回庁舎周辺のクリーンアップを行っています。

また、平成19年に開催される秋田わか杉国体に向け、国体会場周辺や身近な地域のクリーンアップを実施しました。

(2) あきたクリーンパートナー登録制度

県内で環境美化活動に取り組んでいる5人以上の団体等（住民団体、町内会、学校、企業等）を「あきたクリーンパートナー」として登録し、清掃活動に必要な物品等を提供する制度を平成18年度から実施しています。

環境への負荷の少ない 循環を基調とした社会の構築

大気環境

大気の汚染は、ぜん息、呼吸器疾患などの健康被害や動植物の生態系に対して悪影響をもたらします。また、近年では身の回りの問題だけでなく、酸性雨など地球規模の問題にまでその範囲は広がっています。大気汚染の原因は、工場・事業場から出されるばい煙や自動車の排ガスなど、ほとんどが人間活動によってもたらされるものです。県及び秋田市では、大気汚染防止法や秋田県公害防止条例に基づき、健康で暮らし良い生活環境の実現のために、良好な大気環境の保全に努めています。

1 大気汚染の状況

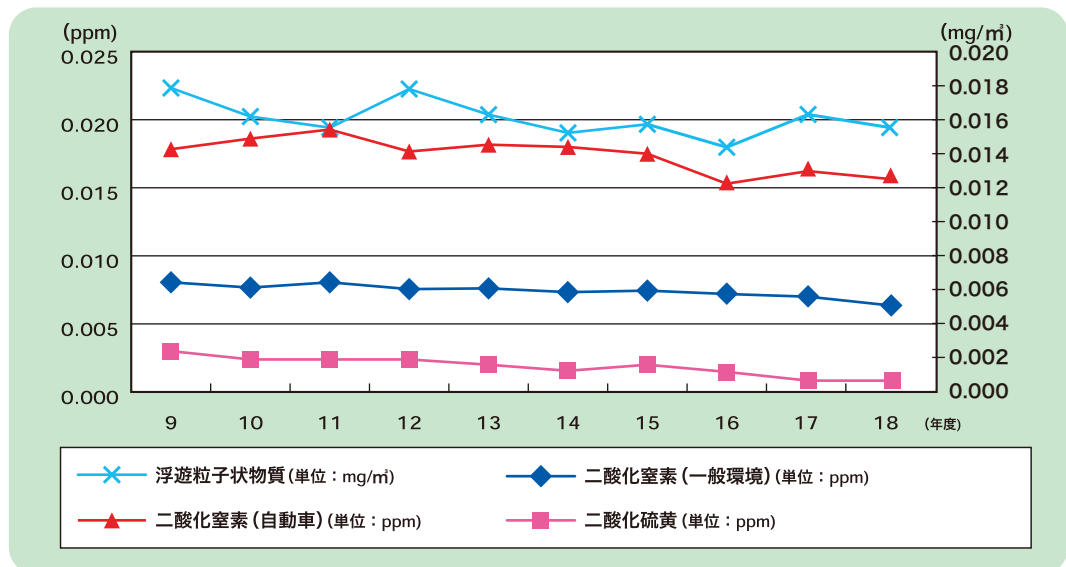
大気環境はおおむね良好な状態を保っています。

二酸化硫黄（20局）、二酸化窒素（19局）、一酸化炭素（5局）及び浮遊粒子状物質（25局）は、全測定局で環境基準を達成しました。光化学オキシダントは全測定局（5局）で環境基準を達成できませんでしたが、オキシダントに関する大気汚染注意報・警報は県内では発令されていません。

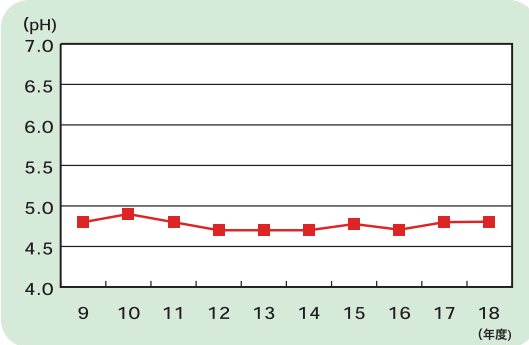
また、県内では酸性雨が観測されていますが、被害は報告されていません。

発がん性等の人の健康に有害な影響を及ぼすおそれがある有害大気汚染物質についてモニタリングを実施していますが、環境基準が定められているベンゼン等4物質については、基準を超える値は検出されていません。

○大気汚染物質の濃度（年平均値）



○酸性雨の経年変化



○有害大気汚染物質の調査結果(平成18年度)

(μg/m)

測定地点	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
大館局	0.86	0.036	0.042	0.42
横手自排局	1.1	0.11	0.035	0.46
船川局	0.56	0.029	0.034	0.26
将軍野局(秋田市)	0.9	0.05	0.06	0.42
茨島局(秋田市)	1.4	0.07	—	0.91
環境基準	3	200	200	150

2 大気汚染の防止対策

工場・事業場に対して法令に基づく排出基準を遵守するよう指導するとともに、一般環境大気測定局や自動車排出ガス測定局の適正な配置等を行い、県内の大気汚染の状況の把握に努めています。

また、稲わらスモッグの発生防止のため、「稲わら焼き禁止」の監視指導、啓発活動を行っています。

用語解説

○二酸化硫黄

石油や石炭などの燃料中に含まれる硫黄分の燃焼酸化により発生する物質です。この物質は呼吸器系に対して有害であるほか、酸性雨の原因にもなります。

○二酸化窒素

燃焼により発生した一酸化窒素の酸化で生成する物質で、呼吸器系に対して有害です。

○浮遊粒子状物質

大気中に浮遊している粒径10μm以下の粒子状物質のことをいいます。大気中での滞留時間が長く、呼吸器系に影響を及ぼします。

○ppm

百万分率のことで、例えば1m³の大気中にある物質が1ml含まれている場合、その物質の濃度を1ppmと表現します。

○酸性雨

pH5.6よりも低い数値を示す酸性が強い雨のことをいいます。工場や自動車から排出される硫酸化物や窒素酸化物が主な原因といわれています。

○有害大気汚染物質

継続的に摂取した場合に、人の健康を損なうおそれがある物質として、現在234種類の有害大気汚染物質がリストアップされています。そのうち、トリクロロエチレン、ダイオキシン類など22物質がモニタリングなどの優先的な取組物質となっています。



大気汚染防止法により、石綿（アスベスト）を使用している建築物等を解体、改造、補修する場合は届出が必要です。工事を施行する者は、「特定粉じん排出等作業実施届出書」を担当窓口へ作業を開始する14日前までに提出してください。

水環境

県内の河川、湖沼、海域及び地下水の良好な水質を維持するため、水質汚濁防止法や秋田県公害防止条例に基づき、公共用水域や地下水の水質監視、工場・事業場の排水の監視指導を行っています。

長期にわたり環境基準が未達成となっている八郎湖については、平成19年度中に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼化を目指すとともに、湖沼水質保全計画を策定し、総合的な対策を進めることとしています。

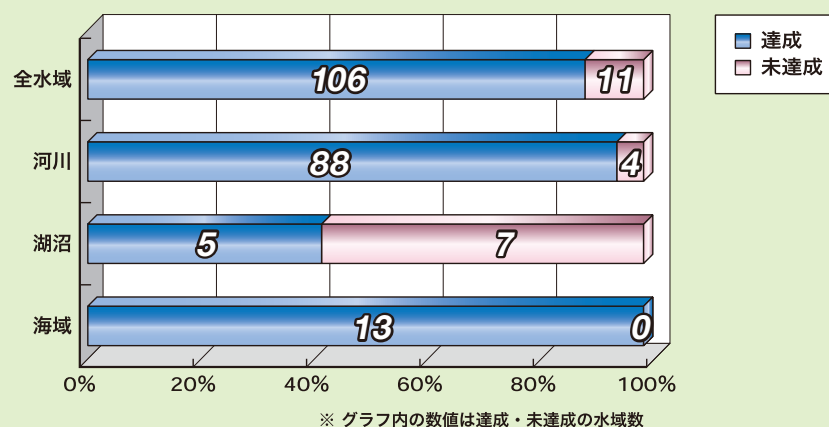
1 水質汚濁の現況

(1) 公共用水域

平成18年度の公共用水域の水質調査の結果、水質汚濁に関する環境基準のうち、「人の健康の保護に関する項目（健康項目）」については、2地点において環境基準値を超えましたが、それ以外の調査地点では環境基準を達成しました。

また、水質汚濁に関する環境基準の「生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）」のうち、BOD（河川）若しくは COD（湖沼・海域）の環境基準達成率は公共用水域全体で 90.6%であり、その内訳は河川で 95.7%、湖沼で 41.7%、海域で 100%でした。環境基準を超過した水域は、河川が4水域、湖沼が7水域でした。湖沼のうち、三大湖沼については、田沢湖で環境基準を満たしていたものの、八郎湖と十和田湖では基準を超過しました。

○環境基準達成水域割合



(2) 地下水

県内の60地点について、地下水水質の概況調査を行ったところ、1地点で鉛及び1,1,2-トリクロロエタンが、1地点で砒素が環境基準値を超えました。

また、過去の概況調査で環境基準を超えた項目がある14地区については、地下水水質の定期モニタリング調査を行いました。

(3) 地下水

平成18年度に県内で起こった油の流出や魚類のへい死等の水質関係の事故は80件でした。このうち、68件が灯油等の油の流出によるもので、作業ミス・不注意といった人為的なものや、配管の腐蝕や接続不良によるものが多く、住宅のホームタンク等や工場・事業所で多く発生しています。



用語解説

○ 公共用水域

河川、湖沼、港湾、海岸地域その他公共の用に供する水域及びこれに接続する水路(終末処理場に流入する下水道を除く。)をいいます(水質汚濁防止法第2条第1項)。

○ 健康項目

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として設定された項目。平成11年2月22日に環境基準の一部が改正され、新たに3項目が追加されたことから次の26項目となりました。

- (1)カドミウム (2)全シアン (3)鉛 (4)六価クロム (5)砒素 (6)総水銀
(7)アルキル水銀 (8)PCB (9)ジクロロメタン (10)四塩化炭素
(11)1,2-ジクロロエタン (12)1,1-ジクロロエチレン
(13)シス-1,2-ジクロロエチレン (14)1,1,1-トリクロロエタン
(15)1,1,2-トリクロロエタン (16)トリクロロエチレン
(17)テトラクロロエチレン (18)1,3-ジクロロプロペン (19)チウラム
(20)シマジン (21)チオベンカルブ (22)ベンゼン (23)セレン
(24)硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (25)ふっ素 (26)ほう素

○ 生活環境項目

水質汚濁物質の中で、生活環境に悪影響を及ぼすおそれのあるものとして定められた項目で、水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(SS)、溶存酸素量(DO)、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素及び全りんをいいます。

○ BOD(生物化学的酸素要求量、Biochemical Oxygen Demand)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。河川の汚濁状況を示す代表的な指標で、数値が大きいほど汚濁が進んでいるといえます。

○ COD(化学的酸素要求量、Chemical Oxygen Demand)

水中の有機物が酸化剤で化学的に分解された際に消費される酸素の量。海域・湖沼の汚濁状況を示す代表的な指標で、数値が大きいほど、汚濁が進んでいるといえます。



○河川と海域



○水質事故の現場

2

水質汚濁の防止対策

(1) 公共用水域及び地下水

公共用水域及び地下水の水質汚濁状況や環境基準の維持達成状況を把握するため、水質汚濁防止法に基づき、測定計画を策定して水質の監視を行っています。また、人為的に地下水の水質が汚染された場合には、原因者に対して汚染浄化対策を指導しています。

一方、水質汚濁の一因である工場・事業場の排水対策としては、立入検査を実施することにより、排水基準の遵守を指導しています。

また、生活排水対策については、下水道等の施設が整備されるまでの間は地域住民の意識によるところが大きいことから、パンフレットの作成配布などの普及啓発活動を実施し、市町村及び地域住民と一体になった取組に努めています。

(2) 三大湖沼対策

ア) 八郎湖

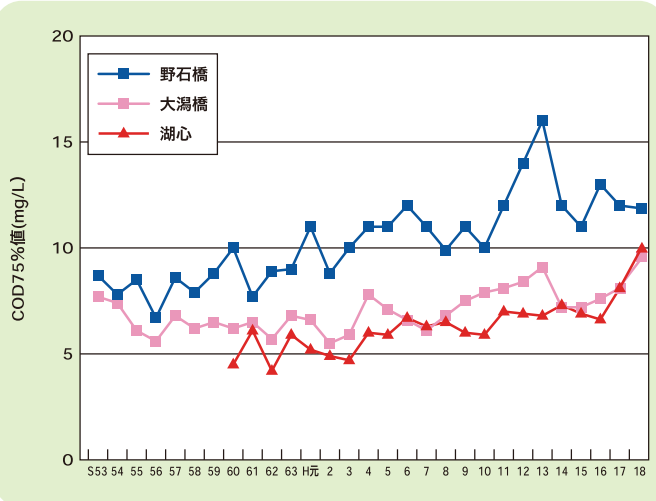
八郎湖は、COD が野石橋地点では昭和60年度頃から、大潟橋地点及び湖心でも平成4年度頃から漸増しており、長期的傾向を見ると湖全体の水質汚濁が進行している状態にあります。

このため、平成18年度に、八郎湖の水質改善を目指し、具体的な対策の検討を行う新しい組織として八郎湖環境対策室を設置し、平成19年度中に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼化を目指すとともに、湖沼水質保全計画を策定し、総合的な対策を進めることとしています。

○八郎湖のCOD75% 値の経年変化



○八郎湖



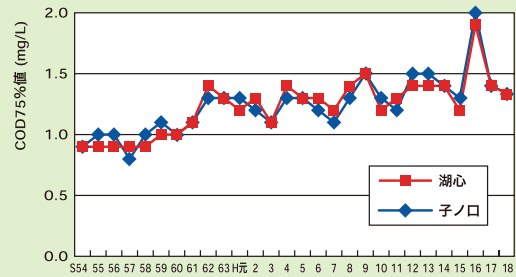
イ) 十和田湖

十和田湖は、COD が環境基準値を昭和61年度以降超過し続けており、長期的な水質の悪化傾向が認められ、透明度についても低下傾向がみられます。このため、十和田湖の水質保全対策については、平成13年8月に策定された「十和田湖水質・生態系改善行動指針」に沿って、青森県と連携して十和田湖の水質調査や下水道未接続事業者への指導等を実施しています。

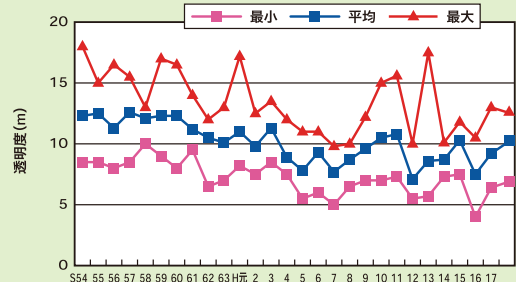


○夏の十和田湖

○十和田湖のCOD75%値の経年変化



○十和田湖(湖心)の透明度の経年変化



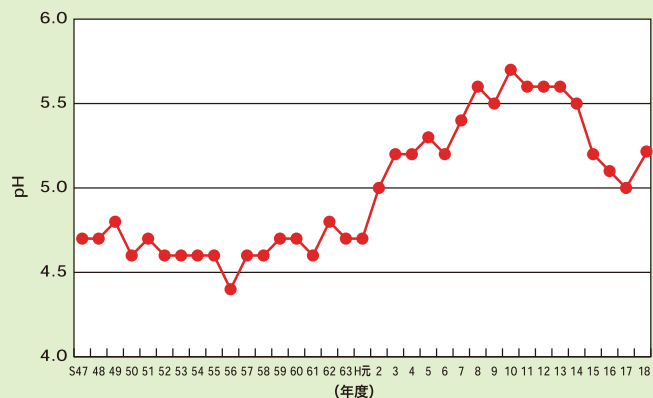
ウ) 田沢湖

田沢湖は、玉川の酸性河川水を導水したことにより、pH が 4.2（昭和45年頃）程度の酸性湖沼となりました。平成元年には、玉川の酸性河川水の中和処理事業を開始し、これにより湖の中性化が徐々に進み、平成18年度には湖心の pH が 5.2 まで改善してきております。しかしながら、湖の深い部分では改善の速度が遅いため、湖水全体の pH が中性化されるまでには相当の年月を要すると考えられます。このため、中和処理事業が的確に行われるよう、継続して湖や河川の水質を調査します。



○玉川源泉

○田沢湖(湖心)のpHの経年変化



その他の公害の現況及び防止対策

県では、日常生活に密着した感覚公害と呼ばれる騒音・振動・悪臭の防止対策に努めています。

また、土壌汚染対策については、土壌汚染対策法に基づき土壌汚染の状況把握や健康被害の防止を図っているほか、鉱山からの坑廃水等によりカドミウム等が蓄積された農用地の土壌汚染対策を行っています。

1 騒音・振動・悪臭の防止対策

(1) 騒音・振動

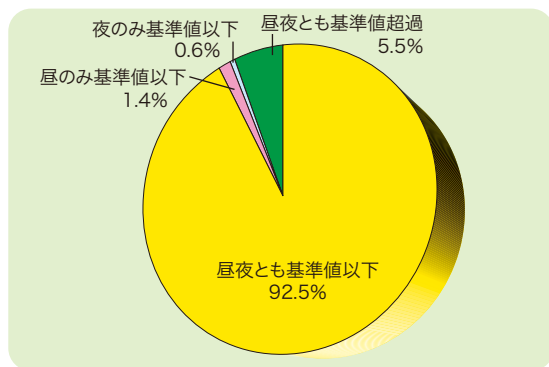
騒音については騒音規制法に基づき規制地域として指定した13市2町において、振動については振動規制法に基づき規制地域として指定した9市において、工場・事業場や建設作業から発生する騒音・振動の規制事務が行われています。

また、飲食店や家庭から発生する騒音については、「近隣騒音防止指導指針」を定め、騒音防止の指導を行っています。

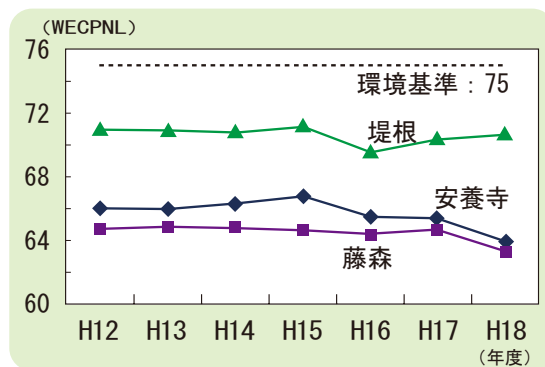
このほか、自動車騒音については、常時監視を行い環境基準の達成状況の把握に努めています。平成18年度は主要幹線道路27区間、延べ95.8kmを評価した結果、一部環境基準の超過が見られるものの概ね達成していました。

航空機騒音については、秋田空港周辺地域で調査を行っており、全測定地点で環境基準を達成していました。

○自動車騒音の常時監視結果



○秋田空港周辺航空機騒音調査結果



(2) 悪臭

悪臭については、悪臭防止法に基づき指定地域として指定した6市で、工場・事業場から発生する悪臭物質（アンモニア、メルカプタンなどの22物質）の規制が行われています。

○騒音・振動規制法及び悪臭防止法に基づく指定地域の状況

騒音規制法	秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市、五城目町、井川町
振動規制法	秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、大仙市
悪臭防止法	秋田市、能代市、大館市、男鹿市、鹿角市、大仙市

2 土壌汚染対策

土壌汚染対策法は、土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、人の健康を保護することを目的として、平成15年2月15日に施行されました。平成18年度末現在、県内における土壌汚染対策法に基づく指定区域はありません。

また、県では、土壌汚染対策法の施行に伴い「秋田県汚染土壌の処分にに関する指導要綱」を定め、汚染土壌の浄化又は最終処分場で埋立処分を行う事業者に対し、公害又は災害を防止するための必要な指導を行うことにより、生活環境の保全及び汚染土壌の適正処分の推進を図っています。

3 農用地土壌汚染対策

本県は我が国有数の鉱山県であり、県北部で黒鉱を採掘していた3鉱山が平成5年度末に閉山するまで、銅は全国産出量の5割以上で第1位、鉛、亜鉛等も各々上位を占めていました。現在は稼働中の鉱山はなくなり、248の休廃止鉱山を数えるに至っています。

これら多くの鉱山からの坑内水等によって鉱害問題が発生し、特に、カドミウム等の重金属による農用地の土壌汚染が大きな社会問題となりました。

本県における汚染農用地の面積は、昭和45年度から実施した調査の結果 1,683ha で、このうち 1,571ha（14市町、22地域）を「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」第3条の規定に基づき、農用地土壌汚染対策地域に指定してきました。

汚染対策地域については、公害防除特別土地改良事業等を昭和48年度から実施しており、これまで17市町29地域、合計 1,560ha で客土等の工事が完了しています。

また、未対策地域やカドミウム含有米の発生するおそれのある地域については、生産防止対策としてカドミウム吸収抑制のための土壌改良資材の施用や湛水管理の徹底、流通防止対策として集荷時の自主ロット調査等を行い、生産から流通に至る各段階で、秋田米の安全性を確保しています。

なお、自主ロット調査等の結果、食品衛生法の基準を超えた米については、県が全量買い上げ後、焼却処分を行っています。



「秋田県汚染土壌の処分にに関する指導要綱（平成15年3月策定 平成18年2月改正）」では、有害物質によって汚染されている区域として指定された土地から搬出される汚染土壌の浄化施設を知事が認定するための手続き等を定めており、これに基づき、平成15年度に大館市内の鉱業関連企業2社を汚染土壌浄化施設として国内で初めて認定しました。

化学物質対策

私たちの身の回りでは、あらゆる分野で様々な化学物質が使用されており、その利用によって便利な生活を送ることができています。一方で、製品の製造や使用、廃棄の過程で環境中に排出され、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれのあるものもあります。このような化学物質への取り組みとして、県ではダイオキシン類の常時監視などを行っています。

1 ダイオキシン類の現況と対策

(1) 一般環境の現況

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、公共用水域の水質・底質、地下水質及び土壌のダイオキシン類の状況について常時監視を行っています。平成18年度の常時監視の結果は、全て環境基準を達成していました。

○平成18年度ダイオキシン類常時監視結果

調査対象	区 分	測 定 地点数	測 定 結 果		環境基準	単 位
			最小値	最大値		
大 気	一般環境	9	0.0080	0.047	0.6	pg-TEQ/m ³
	発生源周辺	1	0.022	0.022		
水 質	河 川	23	0.027	0.80	1	pg-TEQ/L
	湖 沼	3	0.024	0.080		
	海 域	10	0.024	0.056		
底 質	河 川	15	0.10	7.1	150	pg-TEQ/g
	湖 沼	1	7.5	7.5		
	海 域	6	0.14	3.8		
地下水質		10	0.021	0.058	1	pg-TEQ/L
土 壤	一般環境	24	0.018	6.1	1,000	pg-TEQ/g
	発生源周辺	4	0.094	2.6		

(2) 発生源対策

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、廃棄物焼却施設等の設置者に対し、設置に関する届出や自主測定の実施及び測定結果の報告等の指導を行うとともに、施設からの排出ガスや排出水の排出基準検査（行政検査）を実施しています。

用語解説

○ダイオキシン類

水に溶けにくく、蒸発しにくいほか、他の物質とも簡単には反応しない性質を持っている化学物質です。

「ダイオキシン類対策特別措置法」において、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)を合わせて「ダイオキシン類」と定義しています。

ダイオキシン類は、ゴミ焼却のほか、炭素・酸素・水素・塩素が熱せられる過程で自然にできてしまう副生成物です。

2 アスベスト対策

アスベスト含有製品の製造工場の従業員のみな
らず、その家族や付近住民までも悪性中皮腫等の
健康被害が明らかになったことから、アスベスト問
題は大きな社会問題に発展し、国は「石綿による
健康被害の救済に関する法律」の制定やアスベ
スト関係法令の改正を行いました。

県では、「秋田県アスベスト問題連絡協議会」を
設置し、民間建築物の吹付けアスベスト除去工事
に対する低利融資や、吹付けアスベスト除去作業
現場の監視を継続するなど、アスベスト対策を推進
しています。



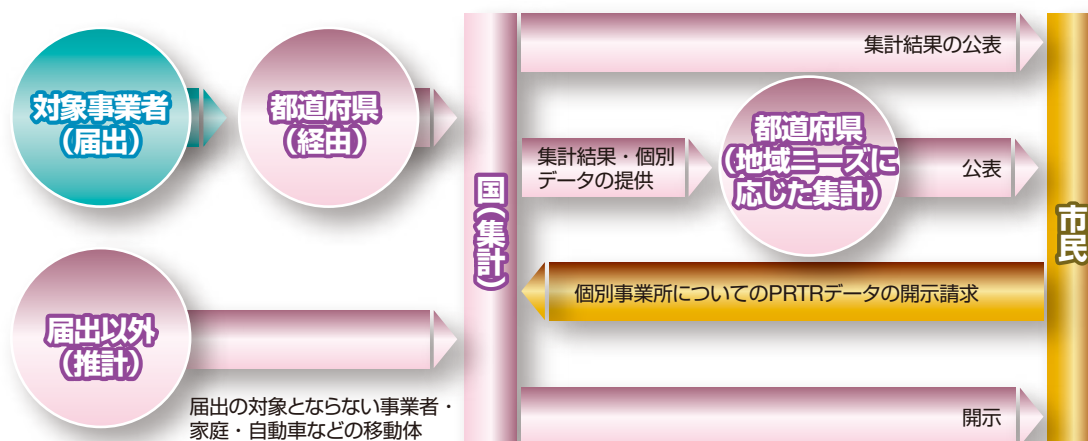
アスベスト対策リーフレット

3 その他の化学物質対策

(1) 化学物質の管理促進対策（PRTR 制度）

有害性のおそれのある化学物質がどのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みがPRTR制度です。

PRTR法に基づき、平成18年度に届出された県内の558対象事業所からの、平成17年度における化学物質の排出量は8,734トン、移動量は1,799トン、排出量と移動量の合計は10,533トンでした。



PRTR データの流れ

(2) ゴルフ場農薬対策

ゴルフ場周辺地域住民の健康の保護と環境保全を図るため「秋田県ゴルフ場の農薬による水質汚濁防止対策実施要綱」を定め、ゴルフ場事業者による農薬の適正な使用及び適切な水質管理を推進しています。平成18年度にゴルフ場事業者から報告のあった排出水の自主測定結果では、排出してはならないと定めた指針値を超過したゴルフ場はありませんでした。

循環型社会の形成

大量生産・大量消費型の社会経済システムから持続可能な循環型社会への転換が強く求められています。

本県では、平成19年3月に「秋田県循環型社会形成推進基本計画」を策定し、県民総参加による循環型社会を目指して、施策を総合的かつ計画的に推進しています。

1

秋田県循環型社会形成推進基本計画

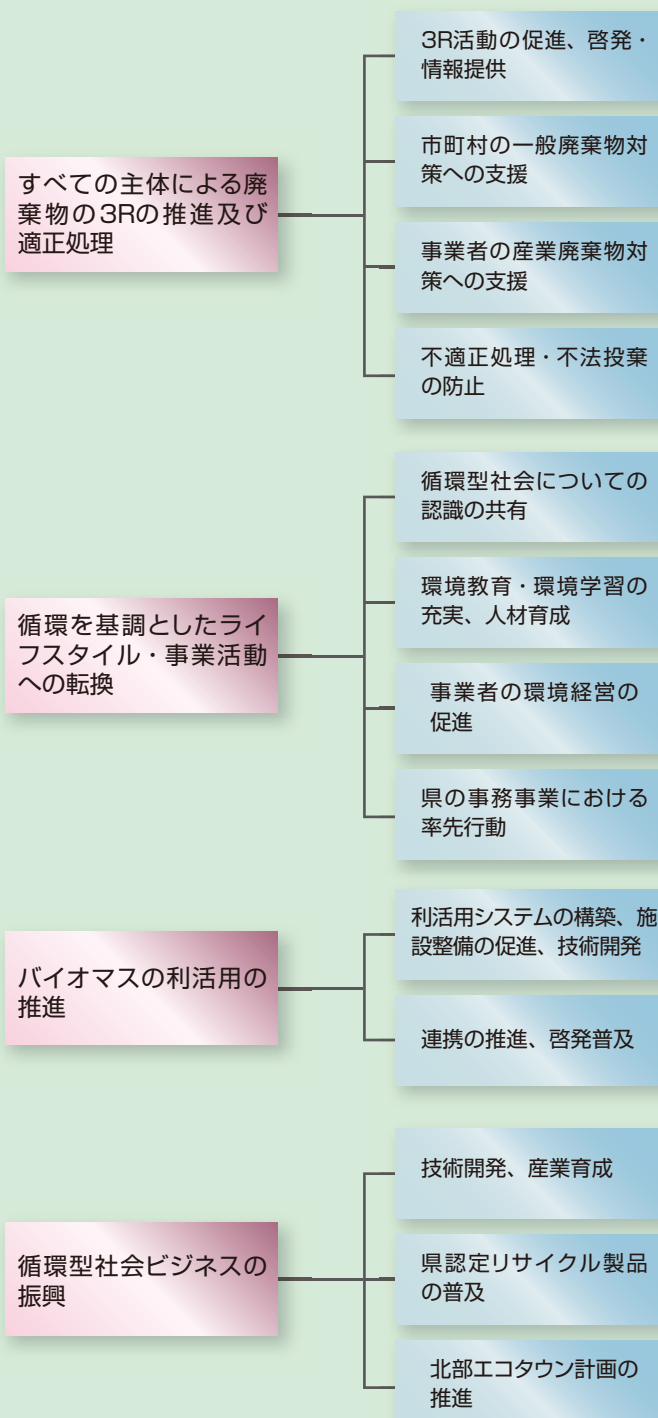
「秋田県循環型社会形成推進基本計画」を策定し、目指すべき循環型社会の形成に向けた施策の方向を、①すべての主体による廃棄物の3Rの推進及び適正処理、②循環を基調としたライフスタイル・事業活動への転換、③バイオマスの利活用の推進、④循環型社会ビジネスの振興の4つに集約しました。

県はこの計画に基づき、県民、地域団体・NPO、事業者、行政など、県民総参加により循環型社会の形成を推進します。



○計画の概要版

○循環型社会の形成に向けた施策の展開



○秋田県が目指す20年後の循環型社会

(1)「循環」を基調としたライフスタイルが定着した社会

一人ひとりが「もの」を大切に、「もの」の価値を無駄なく生かす考えが定着し、ごみの排出抑制やリサイクルが日常的に行われています。

(2)「環境」を理念に据えた事業活動が展開される社会

事業者が、消費者の資源循環や環境保全に関する意識に適合する製品やサービスを提供するとともに、自らの事業活動においても環境に配慮した取組が行われています。

(3) 役割分担とパートナーシップにより創られる持続可能な社会

県民、地域団体やNPO等、事業者、行政などすべての主体が、適正な資源循環を保つためにそれぞれが責務や役割を果たし、また、各主体がパートナーシップを構築しながら取組を展開しています。

(4) 適正な資源循環のための基盤が構築された社会

資源の循環利用を推進するための社会経済上の制度やルールがすべての主体の理解、協力の下に円滑に運営され、リサイクルや廃棄物の処理に係る社会的資本も整備されています。また、資源循環に必要な情報も十分に提供されています。

計画の進捗状況を具体的に把握するために、4つの施策の柱に対応した次の14の数値目標を設けました。

指 標	単 位	現 況		目 標 (H22年)
		年度		
すべての主体による廃棄物の 3R 推進及び適正処理				
県民 1 人 1 日当たりのごみの排出量	g / 日 ・ 人	H16	1,091	890
うち家庭から排出されるごみ 1 人 1 日当たり排出量	g / 日 ・ 人	H16	729	590
一般廃棄物のリサイクル率	%	H16	21.6	24.1
廃食用油の回収に取り組む市町村数	市 町 村	H18	5	18
産業廃棄物の排出量に対する再生利用量の割合	%	H16	28	31
産業廃棄物の最終処分量	千 t	H16	764	590
循環を基調としたライフスタイル・事業活動への転換				
分別して排出される資源ごみ等の割合	%	H16	16.1	18.0
買い物をするときに常にマイバッグを利用する人の割合	%	H18	15.4	20.0
環境あきた県民塾受講者数（累計）	人	H18	405	880
秋田版ミニ ISO 取得事業所数（累計）	事 業 所	H18	38	75
バイオマスの利活用の推進				
バイオマスの利活用割合（炭素量換算重量比）	%	H16	69	73
バイオマスタウン認定市町村数	市 町 村	H18	1	4
循環型社会ビジネスの振興				
資源リサイクル関連支援対象企業の年間生産額	百 万 円	H16	1,647	5,011
県認定リサイクル製品の認定数（累計）	製 品	H18	154	180

(注) 平成18年度を基準とする現況値は、同年12月末現在のものです。

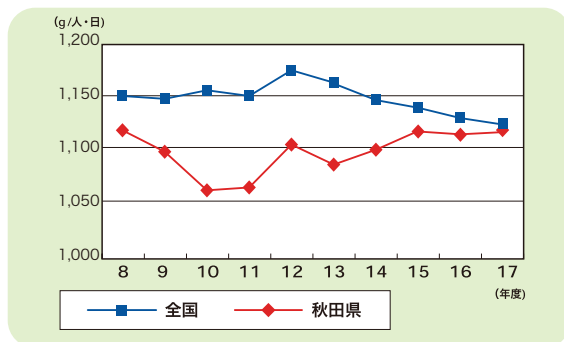
2

一般廃棄物

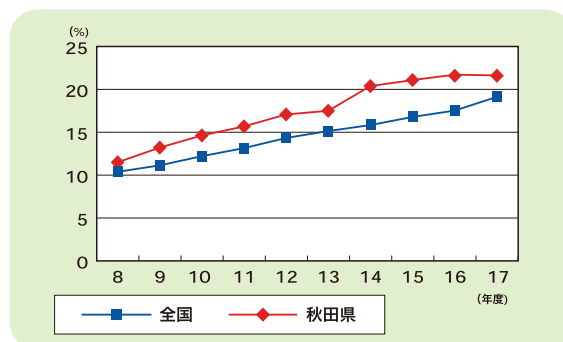
平成17年度に排出された一般廃棄物の量は47.1万トンと、前年度に比べて約1,300トン減少しました。県民1人1日当たりでは1,110g（全国平均1,131g）を排出したことになり、前年度に比べて6g増加したことになります。また、リサイクル率は21.3%（全国平均19.0%）となり、0.3ポイント減少しています。

「第2次秋田県廃棄物処理計画」では、平成22年度までに県民1人1日当たり排出量890g、リサイクル率24.1%とする目標としており、この実現に向けて一層の減量化・リサイクルに努める必要があります。

○1人1日当たりの排出量



○リサイクル率



※平成17年度より排出量の定義が（収集ごみ量＋直接搬入量＋集団回収量（前年度までは自家処理量））と訂正されたことに伴い、同定義に基づき再集計

一般廃棄物の処理対策

循環型社会の構築に向けて、地域実践活動に重点を置いた住民参加型の「ごみゼロあきた推進事業」を広く展開しています。

また、一般廃棄物処理施設については、全般的に施設の老朽化、処理能力の低下等が見られることから、監視指導を強化するとともに、市町村等に対して、維持管理の徹底と自主管理体制の強化、施設の計画的な整備について指導しています。

3

産業廃棄物

平成17年度の中間処理実績は159.4万トンで、前年度に比べ、9.7万トンの減少となっています。平成8年度以降は処理業者による処理量が全体の7割を超える状況にあり、県内で発生する産業廃棄物の中間処理は、処理業者に大きく依存している状況にあります。

最終処分については、安定型処分場で7.1万トン、管理型処分場で88.2万トン、合計で95.3万トンが埋め立てられています。このうち、事業者の自社処分量が65.8万トンと、総埋立量の69.0%を占めています。近年の最終処分量は、概ね横ばい傾向にあり、また、事業者の自社処分や秋田県環境保全センターでの処分が多いことから、処理業者による処理は最終処分量の20%程度にとどまっています。

○産業廃棄物処理実績の推移

(単位：万 t)

年 度	12	13	14	15	16	17
中間処理	158.6	141.2	152.5	160.2	169.1	159.4
最終処分	97.4	93.6	87.3	95.5	82.6	95.3

※最終処分には鉱山保安法適用分を含む。

産業廃棄物の処理対策

産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用や処理施設の適正な維持管理などについて、排出事業者、処理業者等を指導しています。また、不法投棄や不適正処理を防止するため、全県8保健所に立入調査権を付与した「環境監視員」及び専用の監視車を配置するとともに、広域連携によるスカイパトロール、合同パトロールの実施など監視体制を強化しています。

また、産業廃棄物の適正処理を推進するため、平成15年度から整備してきた秋田県環境保全センターD区処分場については、平成18年10月から供用開始しています。

なお、能代産業廃棄物処理センターについては、事業者の倒産以降、県が維持管理を行ってきましたが、平成17年2月から、「産廃特措法」の実施計画に基づき、国の財政支援を受けながら、汚水処理等の維持管理や遮水壁設置等の環境保全対策を講じています。

4 バイオマス

再生可能な資源による循環を推進するため、県内に豊富に存在しているバイオマスを重要な資源・エネルギー源として位置づけ、①バイオマスの利用などの実用化に向けた研究・技術開発、②バイオマスの収集・搬出の仕組みづくり、③バイオマスに関わる産業・事業者間の連携などを図りながら、その総合的利活用を推進します。



○能代バイオマス発電所

5 循環型社会ビジネス

循環型社会ビジネスの総合的な振興のため、①産学官の連携による研究開発、②創業・新規参入、③秋田県認定リサイクル製品の普及、④北部エコタウン計画の全県域への波及など、高度な鉱山技術や盛んな木材産業を背景に、地域の特徴を活かした循環型社会ビジネスの振興を図る施策を推進します。



○リサイクル製錬拠点の形成

6

産業廃棄物税制度と県外産廃に関する 事前協議・環境保全協力金制度

循環型社会を構築するためには、これまでの規制的手法に加えて、市場原理を活用した経済的手法が有効であるとの観点から、「産業廃棄物税条例」と「県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」を平成14年12月に制定し、平成16年1月から施行しています。

(1) 産業廃棄物税制度

産業廃棄物の発生抑制、減量化・リサイクルの促進に関する費用に充てることを目的とし、最終処分場に搬入される産業廃棄物1トンにつき1,000円の税を排出事業者負担していただきます。

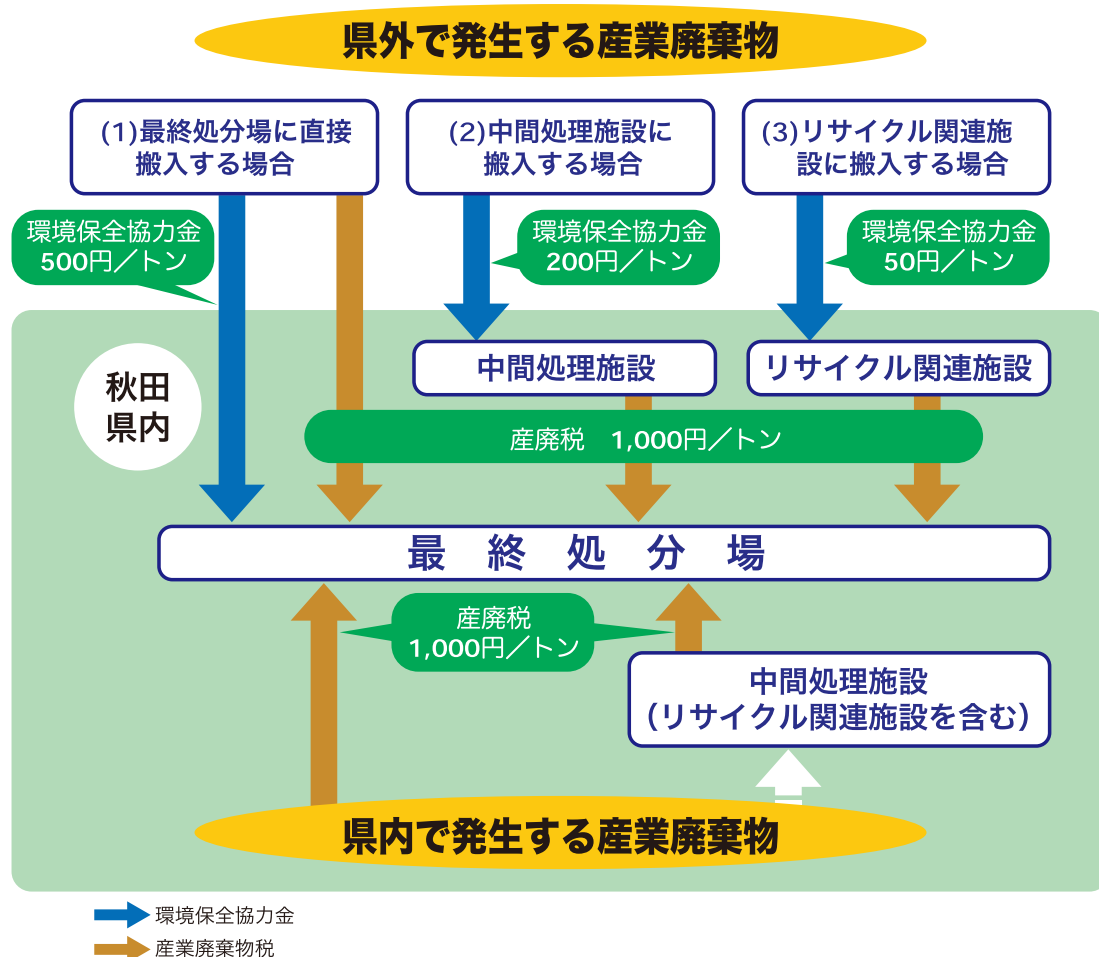
(2) 県外産廃に関する事前協議・環境保全協力金制度

県外で発生した産業廃棄物を県内で処分するために搬入する場合、排出事業者は、その種類・数量についてあらかじめ県と協議を行い、その協議内容に基づき、産業廃棄物の適正処理を行うことと、次に掲げる処分目的別に環境保全協力金を納入することを内容とする協定を締結していただきます。
最終処分：1トン当たり500円、中間処理：1トン当たり200円、リサイクル：1トン当たり50円

(3) 産廃税及び環境保全協力金を財源とした事業

平成18年度においては、環境と調和した産業づくりの支援、秋田県認定リサイクル製品の普及拡大、環境監視員による不法投棄監視活動等の事業に充当しています。

○産業廃棄物税と環境保全協力金の関係



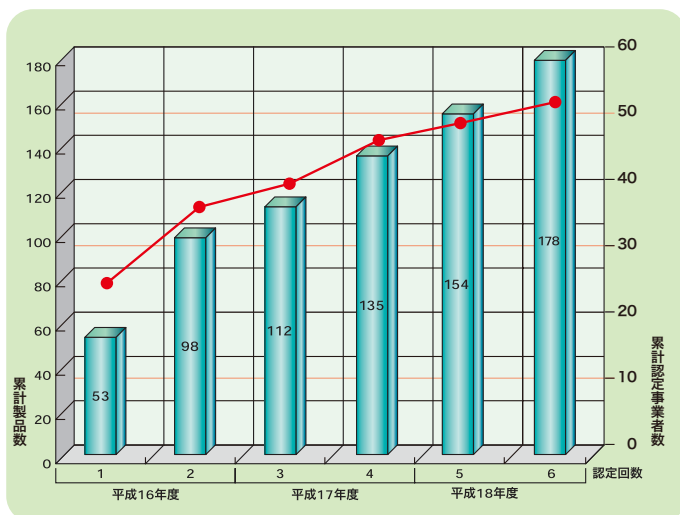
秋田県リサイクル製品認定制度

県内のリサイクル産業の育成並びに資源の循環的な利用及び廃棄物の減量化を図り、循環型社会の形成に資することを目的として、「秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例」が平成16年3月に制定され、同年4月から施行されています。

この条例に基づき、平成18年度までに「溶融スラグ入りコンクリート製品」や「植栽基盤材」など、52事業者の178製品を認定しています。

また、県では認定リサイクル製品の優先調達に努めており、平成18年度の県の公共事業では「溶融スラグ入りコンクリート製品」など82製品、約6億1,900万円を利用しています。これは、平成17年度の調達額と比較して約3倍の大幅な伸びとなりました。

○認定製品数と認定事業者数の推移



秋田県認定リサイクル製品普及モデル事業

認定リサイクル製品を県有施設の整備において、積極的に利用することで、認定事業者の市場開拓や販路の拡大につながる施工機会を提供しています。

また、県民の方々に、認定リサイクル製品への理解を深めていただくため、説明看板を設置し認定製品のPRに努めています。



○秋田市・県立小泉湯公園（木質系舗装）

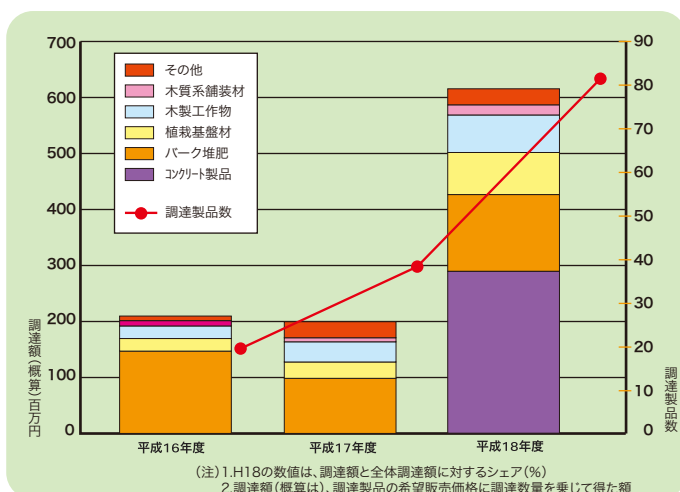


○にかほ市・三崎公園（柵：再生有機建材）



○湯沢市・国道108号線（大型看板：加圧注入木材）

○認定製品の県調達額の推移



(認定マーク)

公害紛争の処理及び環境事犯の取締り

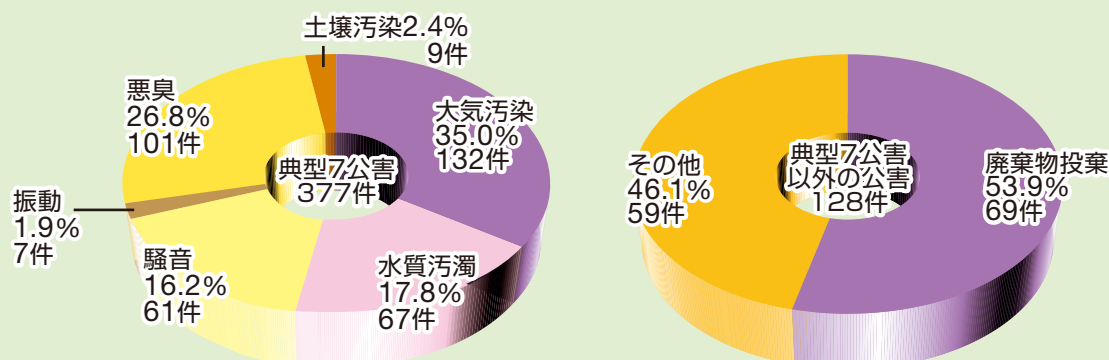
公害に関する苦情は、私たちの生活様式の変化に伴って多様化してきています。これらに適切に対応するために、県や市町村、警察では窓口を設置し苦情の受理や処理を行っています。

1 公害に関する苦情

平成18年度に県や市町村が新規に受付した公害苦情件数は505件で、17年度に比べて125件(32.9%)増加しました。中でも悪臭に関する苦情の増加が28件と最も多く、次いで騒音に関する苦情が23件の増加でした。

公害苦情件数を典型7公害とそれ以外のものに分けてみると、典型7公害の苦情は377件で17年度に比べて86件(29.6%)増加し、典型7公害以外の苦情は128件で39件(43.8%)増加しました。また、平成18年度の苦情の処理率は87.6%でした。

○公害苦情件数内訳



2 公害に関する紛争の処理

公害に係る紛争については、民事訴訟による司法的解決とは別に、紛争を迅速かつ適切に解決するため公害紛争処理制度が設けられています。

昭和45年6月に制定された公害紛争処理法に基づき、国においては公害等調整委員会が裁定、あっせん、調停及び仲裁を行い、都道府県においては公害審査会があつせん、調停及び仲裁を行います。

本県においては、昭和45年11月に秋田県公害紛争処理条例が施行され、秋田県公害審査会が設置されています。平成18年度にこの審査会の審査に付された事例はありませんでした。

3 環境事犯の取締り

警察では、県民の生活環境を破壊し、日常生活と健康を脅かしている悪質な環境犯罪を未然に防止するとともに、悪質な違反者を摘発するため、特に①「廃棄物の不適正処理事犯」、②「自然環境を破壊する事犯」、③「生活環境を侵害する事犯」の違反に重点をおいて、強力な取締りを推進しました。

平成18年度の環境事犯に関する事件の検挙総件数は260件で、前年と比較して48件増加しました。そのうち、ゴミの不法投棄や不法焼却を禁止している「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反」の検挙は241件あり、検挙総件数に対する割合の92%を占めています。

地球環境保全への積極的な取組

地球温暖化対策

近年、地球温暖化やフロンによるオゾン層の破壊等地球規模での環境問題が大きく取り上げられてきております。とりわけ地球温暖化は、将来の世代の生存基盤にかかわるものであり、現代に生きる私達に課せられた最も大きな環境問題となっています。

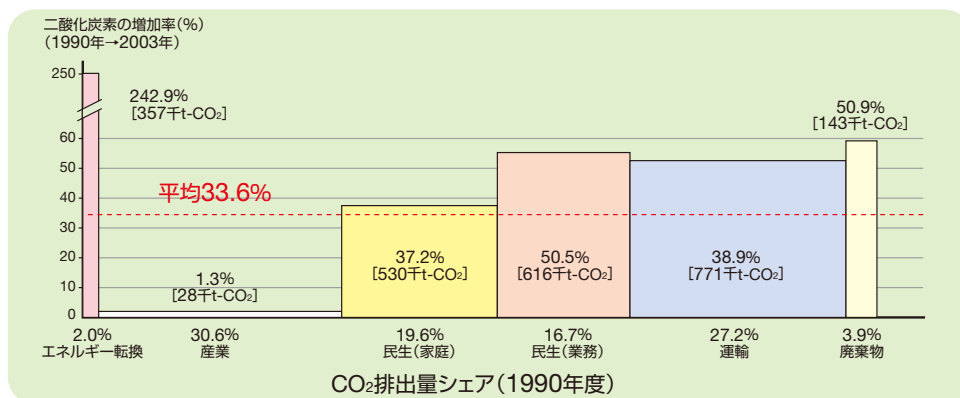
本県では、平成19年3月に「秋田県地球温暖化対策地域推進計画」を改訂し、新たな目標を掲げて、県民総参加による取組を推進しています。

1 秋田県地球温暖化対策地域推進計画

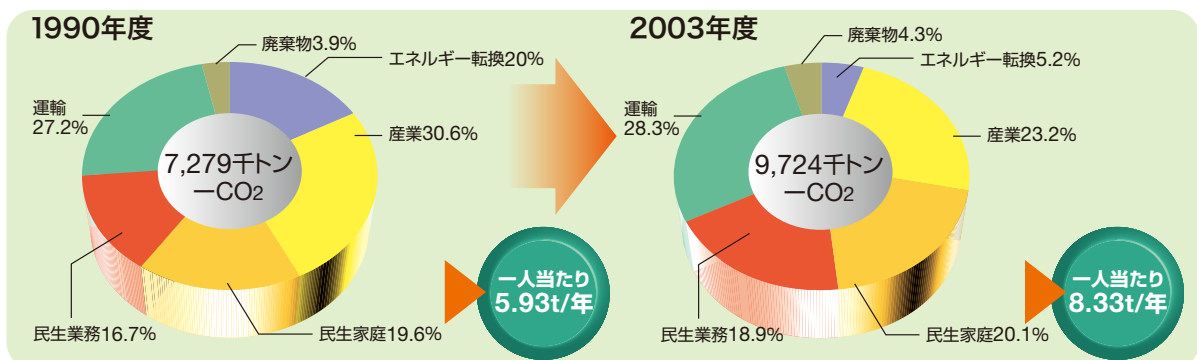
「京都議定書」の発効や国の「京都議定書目標達成計画」の閣議決定等を受け、県における地球温暖化対策をさらに充実、加速させ、実効を上げるため、平成19年3月に「秋田県地球温暖化対策地域推進計画（平成11年3月策定）」を改訂しました。

2003（平成15）年度の温室効果ガス排出量は、1990年度に比べて23.2%増加（二酸化炭素は33.6%増加）しており、2010年度には27%（二酸化炭素は38%）増加すると見込まれています。特に、家庭やオフィス、自動車から排出される二酸化炭素の増加が著しい状況にあるため、これらの部門からの排出を抑制することが重要です。

○二酸化炭素の部門別排出量の増加率

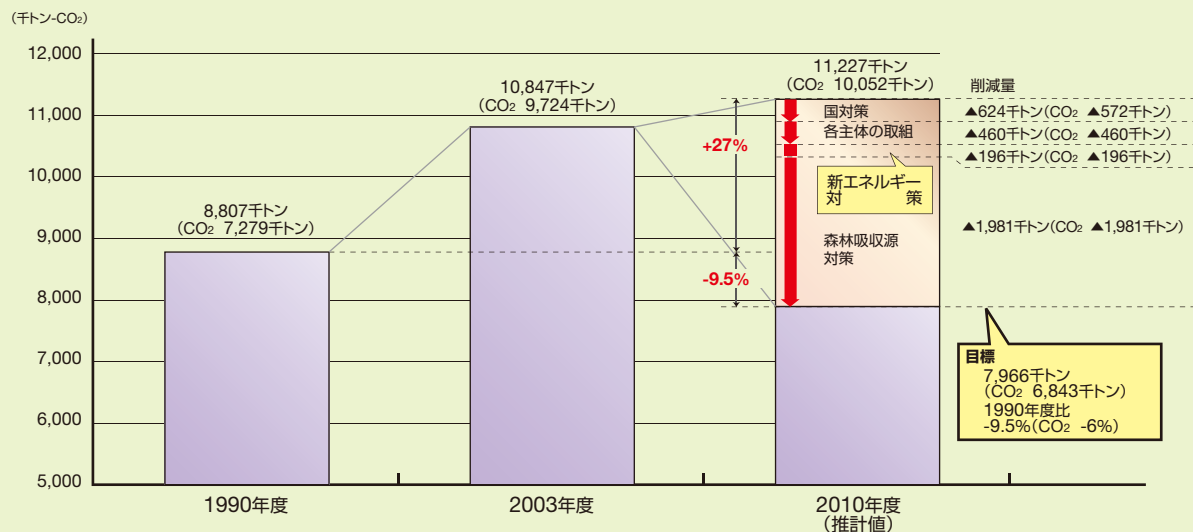


○秋田県における二酸化炭素の排出状況



このため、2010年度における温室効果ガス排出量を1990年度に比較して9.5%（二酸化炭素は6%）削減することを目指し、重点的に推進する10分野の対策を掲げ、県民総参加により地球温暖化対策を推進していきます。

○秋田県における温室効果ガスの排出量と削減目標



○10分野の重点対策

部 門	重点10分野の対策	主 な 取 組
各 部 門 の 対 策	エネルギー転換部門	火力発電所におけるエネルギー効率の向上対策等
	産業部門	工場やオフィス、店舗等での省エネルギー対策の推進 省エネルギー設備・機器の導入促進 ESCO 事業の普及促進
	民生家庭部門	家庭・オフィスでの適正冷暖房などの省エネルギー行動の徹底
	民生業務部門	環境家計簿を活用したライフスタイルの見直し 省エネルギー性能の高い電気機器等の普及啓発
	運輸部門	断熱構造化などによる環境性能の向上 公共交通機関等の利用促進 エコドライブの普及 環境に配慮したまちづくりの推進
	廃棄物部門	交通やまちづくりにおける地球温暖化対策 バイオマス燃料の利用促進 3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進
森 林 吸 収 源 対 策 等	新エネルギー対策	新エネルギーの導入促進 風力発電、太陽光発電などの新エネルギーの導入促進 新エネルギーの普及啓発
	森林吸収源対策	森林の保全・整備等 森林の整備・保全の推進 県民参加の森林づくりの推進
共 通 の 対 策	環境産業の育成等による地球温暖化対策	環境技術の研究開発の促進 環境産業の育成・振興
	環境教育・学習の推進	環境あきた県民塾等の開催
	県・市町村による地球温暖化対策	「秋田県地球温暖化対策地域推進計画」などの推進 秋田県地球温暖化防止活動推進員の増員と活動の促進
		市町村実行計画の策定、推進

また、平成16年8月に指定した秋田県地球温暖化防止活動推進センターとの連携を強化し、県が委嘱している「秋田県地球温暖化防止活動推進員」の活動等も通じながら、これらの内容の一層の周知を図るため、地球温暖化に関する講演会やイベントの開催等、様々な啓発活動等を行っています。

平成13年3月には、ISO14001 の認証を取得するとともに、「秋田県庁環境マネジメントシステム」に基づき、環境に配慮した事務・事業の推進に取り組んでいます。



「エコ家計簿」の取組

「エコ家計簿」は、私たちの日常の生活やオフィス活動によって排出される温室効果ガスの二酸化炭素量を減らしていくための点検簿です。

地球にやさしいライフスタイルは、家庭やオフィスの経費節約にもつながります。

県では、エコ家計簿を15,000部作成して県民に配布し、活用いただいています。



2 秋田県新エネルギービジョン

新エネルギーの導入を促進するため、平成16年3月に「秋田県新エネルギービジョン」を改訂しました。このビジョンでは、新エネルギーの2010年度の活用目標を設定しており、この目標を達成した場合、化石燃料消費量約39万k・(原油換算)、二酸化炭素排出量約52万t(二酸化炭素換算)の削減が期待できます。

風力発電は、16箇所122,300kW、バイオマス発電は5箇所9,690kW、地熱発電は3箇所88,300kWが既に稼働しており、特に風力発電については日本海沿岸部を中心に急速に導入が進んでおり、平成18年度末現在で秋田県は北海道、青森県に次いで全国3位の発電量となっています。

オゾン層保護対策

県では、フロン回収破壊法に基づくフロン類回収業者等の登録を行うとともに、回収・引き渡しが適正に実施されるよう登録業者への立入検査等を行っています。

○立入検査実施状況(平成18年度)

第1種フロン類回収業者	第2種特定製品引取業者	第2種フロン類回収業者	合 計
28	—	—	28

環境保全に向けての全ての主体の参加

環境に配慮した自主的行動の促進

本県は、世界遺産である白神山地をはじめとする豊かな自然環境に恵まれ、私たち県民はその下で生活しています。しかし、近年の生活様式の都市化に伴い、ごみ処理問題などの身近な環境問題から地球温暖化などの地球規模での環境問題に直面しています。

こうした問題に適切に対応し、豊かな環境の恵みを次の世代に引き継いでいくため、県内でも企業や各種団体等による様々な環境保全活動が行われていますが、今後はこれらの活動主体間の連携や交流を図り、広範な県民運動に発展させていく必要があります。

1 民間団体との協働推進

県では、県内の企業や各種団体の環境保全活動の推進母体として設立した「NPO法人環境あきた県民フォーラム」等の育成・強化を図り、県民とのパートナーシップの下に「循環を基調とした環境あきた」の実現に取り組んでいくこととしています。

環境あきた県民フォーラムでは、ホームページや会報を通じた県民の環境活動の紹介を行っているほか、環境保全活動に取り組んでいる事業者や団体等の環境に配慮した取組について、県民の視点で評価する「あきた環境優良事業所認定制度（秋田版ミニISO）」を創設し、周知に努めています。

○あきた環境優良事業所認定制度

ステップ1	初級編 比較的取り組みやすい6つの取組項目 ^(*) と具体的な取組内容を示しています。 その中から3項目以上の環境に配慮した取組目標を設定し、取り組みます。 (*) 省エネルギーの推進、ごみの減量化・リサイクル・適正処理、環境に配慮した自動車の使用、環境に配慮した製品の使用、環境保全活動の推進、その他事業所独自の取組
ステップ2	中級編 事業者の事業活動に伴う環境への負荷を把握するとともに、環境配慮への取組状況をチェックします。チェック項目も、ステップ1に比べ多くなっています。 また、事業活動などに適用される法律その他の規制項目も確認します。これらの結果を基に、これからの取組目標や取組内容を盛り込んだ行動計画を策定し、取り組みます。

環境教育・環境保全活動の推進

私たちは、この環境を保全し、損なわれた環境は再生して未来の世代に引き継いでいかなければなりません。

地球温暖化など、私たちの日々の生活や行動を通して環境に与える影響について、正しく理解し、ライフスタイルを見直すため、また、自ら進んで環境問題に取り組む人々の輪を拡げるためには、学校教育や社会教育などのあらゆる場面で環境教育を推進することが一層重要となってきています。

1 環境教育の推進

環境教育は、「秋田県環境保全活動・環境教育基本方針」（平成18年3月策定）を羅針盤にして、次のような施策に取り組んでいます。

- 県民一人ひとりの環境を保全し、再生することの大切さに関する「気づき」を促す施策の推進
- いつでも・どこでも・だれでも環境教育や環境保全活動ができる社会づくりの推進
- 環境学習カリキュラムの構築と体験型環境教育の推進

活動事例

(1) 学校における環境教育

学校では、総合的な学習の時間などで環境問題を取り上げて指導をしているほか、環境教育の全体計画を作成し、次のような活動を行っています。

○学校における環境教育実施状況

主 な 体 験 活 動	小学校	中学校
校舎以外のクリーンアップ	203(71.5%)	120(89.6%)
学校農園、学校林活動等の緑化活動	225(79.2%)	55(41.0%)
川の水質汚濁、酸性雨等の環境調査	75(26.4%)	25(18.7%)
古紙、空きビン、空き缶回収等のリサイクル活動	214(75.4%)	95(70.9%)
ゴミの減量化運動	70(24.6%)	35(26.1%)
コンポスター等によるたい肥づくり	7(2.5%)	3(2.2%)
その他の活動(地域の動植物の調査等)	17(6.0%)	4(3.0%)

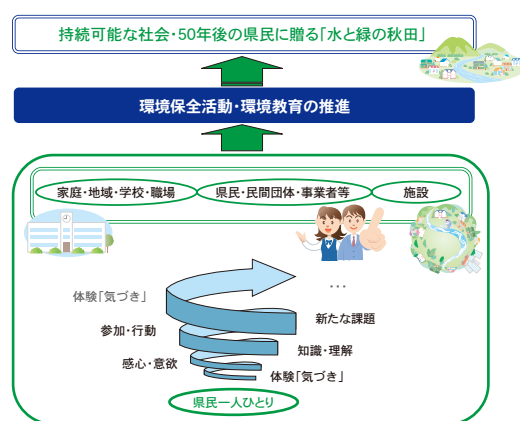
(2) あきたエコマイスターの育成

あきたエコマイスターは、環境あきた県民塾を修了し、地域において環境保全活動を実践したり、リーダーとして活躍する人材として県に登録された方々です。平成18年度末現在では、193名の方が登録されています。あきたエコマイスターには、ごみの減量や省エネの実践、環境家計簿の実践や普及、環境学習会の講師など様々な環境に関する活動が期待されており、県では、こうした方々と連携しながら、県民の自主的行動を促進していきます。

(3) こどもエコクラブ

こどもエコクラブは次代を担う子どもたちが、仲間と一緒に地域環境や地球環境問題などについて学び、具体的な活動が展開できるよう支援することを目的として実施している事業です。

平成18年度に本県では、109クラブ、2,498人の子供たちが会員として登録し、河川の水質調査などの活動を行いました。



○基本方針推進のイメージ

(4) 北東北子ども環境サミット

第2回北東北三県知事サミットの合意に基づき、体験型の環境教育事業として、平成11年度から三県輪番で行っています。平成17年度は青森県、平成18年度は岩手県が当番となり実施しました。

日 時：平成18年7月28日～7月30日

場 所：国立岩手山青少年交流の家

参加者：小学生121名(うち秋田県42名)

引率者32名(うち秋田県12名)



○北東北子ども環境サミット2006インいわて
グループシンボル旗作り

(5) 環境学習リーダー研修会

こどもエコクラブのサポーターや教職員を対象とした環境学習の研修を実施し、指導者としての能力を向上させるとともに、こどもエコクラブ活動の充実と地域の環境への取組の深化を図るために実施しました。

- ・水環境調査リーダー研修会
平成18年6月14日(五城目町馬場目川等)
- ・自然観察リーダー研修会
平成18年6月28日(五城目町環境と文化のむら)
- ・大気環境調査リーダー研修会
平成18年9月12日(県総合教育センター実験室)



○大気調査リーダー研修会
松の葉による大気の汚れ調べ

2

環境保全に関する啓発事業

(1) あきたエコ&リサイクルフェスティバル

県と県民、企業などのパートナーシップの下、大人と子どもが様々な催しものを通じて一緒に楽しみながら身近な「環境」について考えるイベントです。

平成18年度(第6回)の実施状況

日 時：平成18年9月2日、3日

場 所：秋田市

(JR秋田駅前アグラ広場、大屋根広場)

出展数：企業、団体、行政機関等
計44団体

来場者数：71,000人(推定)



○第6回あきたエコ&リサイクルフェスティバル

(2) 「環境の達人」 地域派遣事業

環境に関する学習会に講師を派遣し、環境を大切にする意識の醸成に努めています。平成18年度は、23講座に講師を派遣し、957人が聴講しました。



○児童の発表会へ助言者として参加（秋田市立旭北小学校）



(3) 環境副読本の配布・活用

第2回北東北三県知事サミットの合意に基づき、毎年、小学校5年生用の環境副読本を作成し、県内の全ての小学校に配布しています。また、環境教育の連続性を図るために、中学校へも1部配布しました。

(4) 環境大賞の表彰

環境保全に関する実践活動が他の模範となる個人又は団体を「環境大賞」として表彰しています。平成18年度は5点が「環境大賞」に選考されました。



○エコ&リサイクルフェスティバルでの受賞式

○受賞団体

受賞者	活動テーマ等
美郷町立六郷中学校	FOREST
ごみゼロ運動推進交流会議	ごみの不法投棄0運動・目指せ秋田わか杉国体
特定非営利活動法人秋田パドラーズ	雄物川クリーンアップ
二ツ井町連合婦人会	「環境のまちづくり」活動
(株) 秋田新電元	ISO14001における環境保護活動

広域的な協力体制

酸性雨や十和田湖の水質悪化にみられるように、本県の抱える環境問題の中には行政区域を越えた広がりを持つものがいくつかあります。また、産業廃棄物対策などの問題については、本県単独での対策を講じるだけでは、効果が小さいことから、広域的な協力体制を強化する必要があります。

平成10年10月に岩手県において行われた第2回北東北三県知事サミットにおいて、青森・岩手の両県と協力して様々な環境問題に取り組んでいくことを内容とする「北東北環境宣言」が宣言され、三県が合意した事項について協力して施策を推進しています。

共通的・基盤的施策の推進

共通的・基盤的施策の推進

県では、環境保全の促進を図るため、環境影響評価の推進や公害防止協定の締結を行っています。

また、県自らが環境ISOである「ISO14001」の認証を平成13年3月に受け、環境配慮に率先して取り組んでいます。

1 環境影響評価の推進

環境影響評価（環境アセスメント）は、事業者が土地の形状の変更、工作物の新設その他これに類する事業を実施しようとするとき、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて調査、予測、評価を行い、その結果を公表して国民、地方自治体などから意見を聴き、その事業に係る環境の保全について適正に配慮しようとするものです。

秋田県では、平成12年3月に「秋田県環境影響評価条例」を制定し、国の制度で対象としている事業に加え、新たに18種類の事業を対象としています。

2 環境マネジメントシステムの普及・推進

県では、「秋田県環境基本条例」（平成9年12月制定）を踏まえて、平成10年3月に策定した「秋田県環境基本計画」において、環境への負荷の低減について県民や事業者自発的な活動を促すとともに、県も率先して取り組むこととしました。

この基本計画における取り組みの実効性を高めるために、自ら率先して省資源、省エネルギー、ごみの減量やリサイクルなど環境への負荷の低減に取り組むため、平成11年2月に「秋田県庁環境保全率先実行計画」を策定しました。

その後、秋田県庁環境マネジメントシステムを構築して、平成13年3月に全国で初めての「地方機関を含む全庁を対象範囲」とした ISO14001 の認証を取得し、平成16年3月及び平成19年3月に環境マネジメントシステムは有効に機能しているとの評価を受け、更新登録されています。

なお、県内の ISO14001 適合組織は平成18年度末現在で120組織となっています。

3 公害防止協定

公害防止協定は、自治体などと事業者との間で、公害を防止するため事業者がとるべき措置などについて取り決めるもので、法律や条例による規制を補い、地域の環境保全について一層の促進を図ろうとするものです。

秋田県では、昭和44年6月に締結した「東北電力（株）秋田火力発電所との公害防止に関する覚書」を皮切りに、現在までに県内の主要企業5社6事業所と地元市を加えた三者で公害防止協定を締結しています。また、市町村が単独で当事者となっている公害防止協定は、14市町で108事業所となっています。

4 公害防止設備資金

県内の中小企業者に対し、公害防止施設の設置又は改善に必要な資金を融資することにより、公害の防止を促進することを目的として、昭和44年度に「秋田県公害防止設備資金融資制度」が設けられました。

事業開始当時は、公害防止関連法令の規制が厳しくなったことや他の融資制度よりも有利であったことから、昭和50年代まで大いに利用されました。しかし、公害防止関連法令の規制が落ち着いてきたため、資金需要がなくなってきたことや信用保証料率の改正により他の融資制度からの優位性がなくなったこと、また、他の県有融資制度（中小企業振興資金）によって融資が可能であること等を総合的に判断し、平成18年度をもって新規融資を終了しました。今後は融資残高に係る事務手続きを継続して行います。

●環境に関する問合せ先

課 所 名	班・電話番号	事 務 分 掌
環 境 あ き た 創 造 課	調整・循環型社会推進班 860-1571	環境基本条例、環境基本計画、環境審議会、環境白書、循環型社会形成推進産業廃棄物税・環境保全協力金の使途
	温暖化防止・環境教育推進班 860-1573	地球温暖化対策、省資源・省エネルギー、環境教育、環境あきた県民塾
	リサイクル推進班 860-1572	リサイクル製品認定制度、認定リサイクル製品普及モデル事業、公共事業環境配慮システム
環 境 あ き た 創 造 課 環 境 管 理 室	企画審査班 860-1601	公害防止条例、公害防止協定、公害審査会、環境 ISO の運用管理、環境影響評価
	大気・水質班 860-1603	公共用水域等水質保全対策、生活排水対策、大気汚染常時監視、フロン対策、工場事業場監視指導
	安全・化学物質班 860-1602	ダイオキシン類対策、環境汚染物質排出・移動登録(PRTR)、土壌汚染対策、騒音・振動・悪臭対策
環 境 あ き た 創 造 課 八 郎 湖 環 境 対 策 室	計画調整班 860-1631	八郎湖水質保全基本計画、八郎湖水質対策連絡協議会
	流域管理班 860-1632	八郎湖水質改善対策、八郎湖流域対策
環 境 整 備 課	調整・一般廃棄物班 860-1622	廃棄物処理計画、一般廃棄物処理施設の許可・指導、廃棄物の減量化・リサイクル、自動車・容器包装・家電リサイクル法、産業廃棄物対策の広域連携、ごみゼロあきた推進事業
	産業廃棄物班 860-1624	産業廃棄物処理施設・処理業の許可・指導、環境保全センターの整備・運営管理、廃棄物不法投棄防止対策、PCB 廃棄物対策、県外産業廃棄物の県内搬入対策、環境保全協力金
	適正処理推進班 860-1625	能代産廃処理センターの整備・環境保全対策・破産手続、産廃特措法関係事務、廃棄物不適正処理対策、廃棄物処理施設の技術指導
自 然 保 護 課	調整・自然公園班 860-1612	自然公園計画の調査・調整、自然公園施設の管理、自然公園美化対策、自然公園事業等の許認可、温泉保護対策
	自然環境班 860-1613	自然ふれあい施策の推進、環境審議会、自然保護思想の普及啓発、景観保全対策の推進、景観保全審議会、自然環境管理計画の管理・運営、鳥獣保護事業計画、鳥獣保護思想の普及啓発
	施設整備班 860-1615	自然公園施設整備計画、自然公園施設整備
鳥 獣 保 護 セ ン タ ー	852-2134	野生鳥獣の保護・収容・治療・訓練、環境と文化のむらの管理
健康環境センター 企画管理室	企画情報班 832-5005	調査研究の企画調整、普及啓発、研修指導
健 康 環 境 セ ン タ ー 環 境 部	化学物質班 863-1425	大気、水質、底質、廃棄物等の有機化学物質に関する監視及び調査研究
	大気・水質班 863-1425	大気、水質、底質、廃棄物、騒音等に関する監視及び調査研究

●各地域における窓口

機 関 名・電 話 番 号	管 轄 地 域
北秋田地域振興局大館福祉環境部 0186-52-3953	鹿角市、大館市、小坂町
北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部 0186-62-1165	北秋田市、上小阿仁村
山本地域振興局福祉環境部 0185-55-8027	能代市、三種町、八峰町、藤里町
秋田地域振興局福祉環境部 018-855-5173	男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村
由利地域振興局福祉環境部 0184-22-4121	由利本荘市、にかほ市
仙北地域振興局福祉環境部 0187-63-3683	大仙市、仙北市、美郷町
平鹿地域振興局福祉環境部 0182-32-4005	横手市
雄勝地域振興局福祉環境部 0183-73-6157	湯沢市、羽後町、東成瀬村



表紙の写真は、森の中で学習する子ども達がテーマです。秋田市立泉小学校の子ども達が千秋公園で自然観察を通して楽しみながら学習している様子です。暖かな日差しの下で、珍しいものを見つけては、友達と一緒に喜んでいました。

裏表紙の写真は、環境問題に関心ある県民の方々を対象に、身の回りの環境問題から地球規模の環境問題までを一緒に学習する「環境あきた県民塾」の様子です。

- ・ 左上：「環境問題とは？」をテーマにして、グループになって意見交換をしながら身近な環境問題を理解し、そしてお互いを知り合うために行ったワークショップの様子です。
- ・ 左下：「ふるさとの水と緑」をテーマに、美郷町の六郷湧水群を訪ねたときの様子です。
- ・ 右上：「水や空気を調べよう」をテーマに、自動車から排気ガスを採取して、その成分を調べている様子です。
- ・ 右下：上と同じテーマで、「中央流域下水道事務所」を訪ねて、汚水が徐々にきれいになっていく様子を実際の水を見ながら学習している様子です。

平成 19 年版 環境白書

平成 20 年 1 月

編集発行 秋田県生活環境文化部 環境あきた創造課

R100
全紙配合率100%再生紙を使用しています

**PRINTED WITH
SOY INK**

このリーフレットは環境保全のため古紙配合率 100% 再生紙を使用し、ソイインクで印刷をしております。
この印刷物は 1,600 部作成し、その経費（デザイン・印刷）は一冊あたり 191.1 円です。